

【一般登録型】

返戻金制度

当社(以下、甲)からの紹介により就職した者(以下、乙)が、乙の事由により解雇又は自己都合により退職に至った場合、甲が受領した前条の紹介手数料の一部を下記のとおり返金するものとする。

記

- ・丙の入社日より1か月未満で退職した場合 手数料の50% (1円未満切捨)
 - ・丙の入社日より1か月以上3か月未満で退職した場合 手数料の20% (1円未満切捨)
 - ・丙の入社日より3か月以上6か月未満で退職した場合 手数料の10% (1円未満切捨)
- 以上

- 2 乙が、専ら就職先企業(以下、丙)の事由により退職に至った場合、甲が受領した手数料は返却しないものとする。尚、当該退職が丙による手数料の支払い前であっても、丙の支払債務は消滅しないものとする。

許可番号 28-ユ-300658

事業所の名称及び所在地 株式会社 KOTONAS 兵庫県尼崎市東難波町5丁目27番17号